

函館市遊泳用プール衛生指導要領

(目的)

第1条 この要領は、遊泳用プール（以下「プール」という。）の水質、設備、維持管理等について必要な事項を定め、利用者の安全および公衆衛生の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「プール」とは、水槽を設けて人工的に水をため、多数の者に遊泳をさせる施設（学校保健法（昭和33年法律第56号）が適用される学校に設置されるものを除く。）のうち、本体の水の容量が50立方メートル以上のものをいう。

(設置の届出)

第3条 プールを設置しようとする者は、別記第1号様式の届出書に次に掲げる書類を添付して保健所長に届け出るものとする。

- (1) 付近見取図
- (2) 平面図
- (3) 給水および排水設備の系統図
- (4) プール本体の断面、平面詳細図
- (5) 主要機器一覧表
- (6) その他保健所長が必要と認める書類

2 保健所長は、前項の届出があったときは、添付書類および施設を調査のうえ届出事項に誤りのないことを確認した後、別記第2号様式の名簿に登載し、別記第3号様式の台帳を作成するものとする。

(使用開始、変更等の届出)

第4条 プールの設置者は、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める様式の届出書により保健所長に届け出るものとする。

- (1) プールの使用を開始するとき 別記第4号様式

(2) 届出事項を変更したとき 別記第5号様式

(3) プールの使用を休止または廃止するとき 別記第6号様式

2 前項第2号の届出をする場合において、当該届出がプールの構造設備の変更に係るものであるときは、前条第1項各号に掲げる書類のうち必要と認めるものを添付するものとする。

(承継届出)

第5条 プールの設置者から、当該届出をした者の地位を承継した者は、速やかに別記第7号様式により、保健所長に届け出るものとする。

(水質基準)

第6条 プールの設置者は、プール水の水質を別紙1に定める水質基準等に適合させるものとする。

2 保健所長は、水質基準に基づきプール水の衛生指導を行うものとする。

(施設基準)

第7条 プールの設置者は、プール設備、附帯設備、その他のすべての設備について、利用者が安全快適かつ衛生的に利用できるよう、別紙2に定める施設基準に従い整備するものとする。

2 保健所長は、施設基準に基づきプールの施設管理の指導を行うものとする。

(維持管理基準)

第8条 プールの設置者は、利用者がプールを安全快適かつ衛生的に利用できるよう、別紙3に定める維持管理基準に従い維持管理するものとする。

2 保健所長は、維持管理基準に基づきプールの維持管理の指導を行うものとする。

(調査等)

第9条 保健所長は、プールの適正な管理を確保するため、必要があると認めるときは、プール設置者に対し、必要な報告を求め、またはその職員に、当該施設において、水質、設備、帳簿書類その他の物件もしくはその維持管理の状況を調査させることができる。

2 前項の調査は、別記第8号様式の調査項目表に基づき、行うものとする。

3 保健所長は、第1項の調査等の結果、必要があると認めるときは、プール設置者に別記第9号様式の指導票により改善を指示するものとする。この場合において、改善に日時を要するものについては、プール設置者に別記第10号様式の計画書の提出を求めるものとする。

(維持管理状況の報告)

第10条 プールの設置者は、プールの維持管理状況を別記第11号様式の報告書により、四半期ごとに当該四半期の終了の月の翌月の10日までに保健所長に報告するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成元年7月1日から施行する。

改正 平成 6年10月 1日

改正 平成10年 4月 1日

改正 平成14年 4月 1日

改正 平成18年 4月 1日

改正 平成19年 6月 1日

改正 令和 4年 4月 1日

別紙 1

水質基準等

1 水質基準

- (1) 水素イオン濃度は、pH 5.8以上8.6以下であるものとする。
- (2) 濁度は、2度以下であるものとする。
- (3) 過マンガン酸カリウム消費量は、12 mg/L以下であるものとする。
- (4) 遊離残留塩素濃度は、0.4 mg/L以上であるものとする。
また、1.0 mg/L以下であることが望ましい。
- (5) 塩素消毒に代えて二酸化塩素により消毒を行う場合には、二酸化塩素濃度は0.1 mg/L以上0.4 mg/L以下であるものとする。
また、亜塩素酸濃度は1.2 mg/L以下であるものとする。
- (6) 大腸菌は、検出されないものとする。
- (7) 一般細菌は、200 CFU/mL以下であるものとする。
- (8) 総トリハロメタンは、暫定目標値としておおむね0.2 mg/L以下が望ましい。

2 水質基準に係る検査方法

- (1) 水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、一般細菌および総トリハロメタンの測定は、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の規定に定める検査方法若しくは上水試験方法（日本水道協会編）またはこれらと同等以上の精度を有する検査方法によるものとする。
- (2) 遊離残留塩素濃度、二酸化塩素濃度および亜塩素酸濃度の測定は、ジエチルー-p-フェニレンジアミン法（DPD法）またはこれと同等以上の精度を有する検査方法によるものとする。
- (3) 大腸菌の測定は、水質基準に関する省令に定める検査方法によること。

3 その他

- (1) オゾン処理または紫外線処理を塩素消毒に併用する場合にも，
1の(1)から(4)までおよび(6)から(8)までに定める基準を適用するものとする。
- (2) 海水または温泉水を原水として使用するプールであって，常時清浄な用水が流入し清浄度を保つことができる場合には，1の(4)および(5)に定める基準は適用を除外するものとする。また，原水である海水または温泉水の性状によっては，1の(1)から(5)まで，(7)および(8)に定める基準の一部について適用を除外するものとする。

別紙 2

施設基準

1 施設基準の考え方

- (1) プール設備および付帯設備は，遊泳者等が安全快適かつ衛生的に利用でき，プールの利用形態や利用者数に見合ったものとする。とりわけ，特定の時期に利用者が集中するプールについては，そのピーク時に見合った設備を備えるものとする。
- (2) 運用，点検整備，清掃等が安全かつ容易にできるように設置するものとする。
- (3) 貴重な水資源を効率的に利用でき，省エネルギー対策にも配慮するものとする。
- (4) 会員制プールなど利用者を限定する性格のプール以外のプールについては，できる限り幅広い市民の利用に応じられる構造設備を備えるものとする。

2 プール設備

(1) プール本体

不浸透性材料を用い，給排水および清掃が容易にでき，かつ周囲から汚水が流入しない構造設備とするものとする。

また，プール本体の規模に応じて，適当数の水深表示を行うものとする。

(2) プールサイドおよび通路

ア プールサイドは，プール本体の大きさ，利用者数等を考慮して，十分な広さを有すること。不浸透性材料を用い，かつ，水際の部分は滑り止めの構造とするものとする。

イ 通路は，不浸透性材料を用い，かつ，滑り止めの構造とするものとする。

(3) 給水設備

ア 給水管が飲料水の配管と同系統の場合は，プール水の逆流防止のため，吐水口空間を設ける等の措置を講ずるものとする。

イ 新規の補給水量および時間当たりの循環水量を常に把握できるように、専用の量水器等を設けるものとする。

(4) 排（環）水設備

排（環）水口には、堅固な格子鉄蓋や金網を設けてネジ、ボルト等で固定させる（蓋の重量のみによる固定は不可）とともに、遊泳者等の吸い込みを防止するための金具等を設置するものとする。また、蓋等を固定する場合には、触診、打診等により、蓋等の欠損・変形、ボルト等の固定部品の欠落・変形等がないかを確認し、必要に応じて交換する等の措置を講ずるものとする。

さらに排（環）水口の蓋等、それらを固定しているネジ、ボルト等は、接触によるけがを防止できる仕様とすることや、蓋等の穴や隙間は、子どもが手足を引き込まれないような大きさとすること等、材料の形状、寸法、材質、工法等についても十分に配慮すること。

なお、排（環）水路を含め、周辺の生活環境に十分配慮した構造とするものとする。

(5) 消毒設備

ア プール水の消毒は、原則として塩素または塩素剤等の消毒剤の連続注入によるものとし、かつ、プール水中の遊離残留塩素濃度（二酸化塩素を消毒に用いる場合は二酸化塩素濃度。以下同じ。）が均一になるように、注入口数および注入位置を調整するとともに、有効な消毒効果が得られるような設備を設けるものとする。なお、液体塩素等の消毒剤を安全に保管でき、かつ、これによる危害の発生を防止できる構造設備とするものとする。

イ 二酸化塩素を消毒に用いる場合は、プールの敷地内に設置された装置から発生する二酸化塩素を連続注入する方式のものを使用するものとする。

ウ オゾン発生装置については、オゾン注入位置がろ過器または活性炭吸着装置の前にある方式のものを使用するものとする。

(6) 浄化設備

循環ろ過方式等の浄化設備を設けるとともに、利用者のピーク時においても浄化の目的が達せられるように、随時、浄化能力を確認するものとする。なお、取水口等はできるだけプール水の水質が均一になるような位置に設けるものとする。

ア 循環ろ過装置の処理水量は、計画遊泳者数、用途等に応じて決定し、1時間につきプール本体の水の容量に循環水量を加えた全容量の6分の1以上を処理する能力を有するものとする。

また、夜間、浄化設備を停止するプールにあつては、1時間につき4分の1以上を処理する能力を有するものとする。

イ 循環ろ過装置の処理水質は、その出口における濁度が、0.5度以下であるものとする（0.1度以下が望ましい。）また、循環ろ過装置の出口に検査のための採水栓または測定装置を設けるものとする。

(7) オーバーフロー水再利用設備

オーバーフロー水を再利用する場合は、オーバーフロー水に排水、床洗浄水等の汚水が混入しない構造とするものとする。

唾液やたんを処理するためのオーバーフロー溝を設けている場合であつて、オーバーフロー水を再利用するときは、当該オーバーフロー水の循環系統内に十分な能力を有する専用の浄化設備を設けるものとする。

(8) プールサイド等の区画区分

複数のプールが設置されているなどにより、多様な年齢層による利用や多様な利用形態が見込まれる場合は、事故防止のため、プールサイド等を利用形態等に応じて区画区分できる構造であるものとする。

(9) 適用除外

海水または温泉水を原水として利用するプールであつて、常時清浄な用水が流入し清浄度を保つことができる構造である場合は、(5)および(6)に掲げる基準の一部の適用を除外するものとする。

3 付帯設備

(1) 更衣室

男女を区別し，双方および外部から見透かせない構造とするほか，利用者の衣類等を安全かつ衛生的に保管できる設備を設けるものとする。

(2) シャワー設備

ア 更衣室および便所からプール本体に至る途中に設置し，通過式洗浄設備とする等によりプールの利用者が遊泳前に洗浄でき，かつ，容易に排水ができる構造設備とするものとする。

イ 洗浄に使用したシャワー水は，原則として，プール水として再利用する構造としないものとする。

(3) 便所

ア 男女別に利用者数に応じた十分な数を設置し，水洗式の構造設備とするものとする。

イ 床には不浸透性材料を用い，かつ，衛生的管理が容易に行える構造設備とするものとする。

ウ 専用の手洗い設備を設けるものとする。

(4) うがい設備並びに洗面設備，洗眼設備および上がり用シャワー

プールサイドに，うがいができ，遊泳者が唾液やたんを吐くための設備を設けるものとする。また，洗面・洗眼できる設備および遊泳者が衛生的に使用できる上がりシャワーを設けるものとする。

これらは，衛生的な管理ができ，かつ，衛生的に使用できる設備とするとともに，遊泳者および遊泳終了者の利用に便利な位置に必要な数を設置するものとする。また，飲用に適する水が供給されるものとする。

(5) くずかご

更衣室，観覧席，休憩所等に十分な数を備えるものとする。

(6) 照明設備

屋内プールまたは夜間使用する屋外プールにあっては，水面お

よびプールサイドの照度が100ルクス以上になるような照明設備を設けるものとする。

ただし、水中照明を設けたり、出入口や水深等の表示、付帯設備が見えるようにする等プール内およびプールサイドの安全措置が十分に講じられている場合は、水面またはプールサイドの照度が100ルクス未満となっても差し支えない。

(7) 換気設備

ア 屋内プールにあっては、二酸化炭素の含有率を0.1%以下に維持できる能力を有する換気のための設備を設けるものとする。

イ 効果的な換気ができるよう、吸気の入入口および排気口の位置についても適切な配慮をするものとする。

(8) 消毒剤等保管管理設備

プールの維持管理に用いる消毒剤や測定機器等必要な資材を適切に保管管理するための設備を設けるものとする。また施設可能な設備が望ましい。

(9) 監視所等

ア 遊泳者の事故防止および安全確保のため、プールの水域全体が見渡せる監視所または監視設備を設けるものとする。

イ 緊急時に直ちに対処できるよう、適当な数の救命具、救急薬品等を備えるものとする。

(10) 採暖室および採暖槽

採暖室および採暖槽を設ける場合は、衛生的な管理ができ、かつ、衛生的に使用できる構造設備とするものとする。

(11) 遊技等設備

遊技等のための設備を設ける場合は、危険防止上、適切な構造設備のものとする。

(12) 観覧席

観覧席を設ける場合は、その出入口をプール利用者のためのも

のと区別し，かつ，プールサイドとは，さく等で区画するものとする。

(13) 掲示設備

プールの利用に際しての注意・禁止事項，排（環）水口等の位置等危険箇所の表示，利用時間，プールの見取り図等を掲示する設備を，入口その他遊泳者の見やすい場所に見やすい大きさに設けるものとする。

別紙 3

維持管理基準

1 管理責任者および衛生管理者

- (1) プールにおける安全で衛生的な維持管理および運営を確保するため、管理責任者を置くものとする。
- (2) プールにおける安全で衛生的な維持管理の実務を行わせるため、衛生管理者を置くものとする。衛生管理者は、プールにおける安全および衛生についての知識および技能を有する者を充てるものとする。
- (3) プールの規模等の実情に応じ、管理責任者は衛生管理者を兼ねても差し支えない。
- (4) 管理責任者および衛生管理者は、監視、利用指導および緊急時の対応のため、監視員の適正な配置を行うとともに監視員に対して、プール内で起こる事故の原因や防止策、事故が発生した場合の対応方法等について十分な知識を持たせた上で業務にあたらせること。

2 プール水の管理

- (1) プール水は、常に消毒を行うこと。また、遊離残留塩素濃度がプール内で均一になるよう管理するものとする。
- (2) 浮遊物等汚染物質を除去することにより、プール水を別紙 1 の水質基準に定める水質に保つものとする。
また、新規補給水量および時間当たり循環水量を常に把握するものとする。
- (3) プール水の温度は、原則として 22℃以上とすること。また、プール水の温度が均一になるよう配慮するものとする。
- (4) プール水の水質検査は、遊離残留塩素濃度については、少なくとも毎日午前中 1 回以上および午後 2 回以上の測定（このうち 1 回は、遊泳者数のピーク時に測定することが望ましい。）を、水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌および一般細菌については、毎月 1 回以上の測定を、総トリハロメタ

ンについては、毎年1回以上の測定（通年営業または夏期営業のプールにあっては6月から9月までの時期、それ以外の時期に営業するプールにあっては水温が高めの時期とする。）を行い、これらの測定は定期的に行うものとする。

利用者が多数である場合等汚染負荷量が大きい場合には、水質検査の回数を適宜増やすものとする。

(5) (4)の水質検査の結果が別紙1の基準に適合していない場合には以下の措置を講ずるものとする。

ア 水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、一般細菌または総トリハロメタンが基準値に適合しない場合は、補水、換水、循環ろ過の改善その他の方法により速やかに改善を図るものとする。

一般細菌および総トリハロメタンについては、特に塩素剤の濃度の管理にも十分留意するものとする。

イ 遊離残留塩素濃度が0.4 mg/Lを下回った場合は、遊泳を一時中止し、塩素剤を追加するなどにより遊離残留塩素濃度を0.4 mg/L以上としてから遊泳を再開するものとする。

ウ 大腸菌が検出された場合は、速やかに遊離残留塩素濃度を測定し、濃度が0.4 mg/Lを下回った場合にはイの措置を講ずるものとする。また、0.4 mg/L以上であった場合には、大腸菌の由来等を検討し、ろ過の改善等必要な措置を講ずるものとする。

エ 二酸化塩素を消毒に用いる場合のイおよびウの適用については、「塩素剤」を「二酸化塩素」と、「0.4 mg/L」を「0.1 mg/L」と読み替えるものとする。

この場合において二酸化塩素濃度が0.4 mg/Lを超えたとき、または、亜塩素酸濃度が1.2 mg/Lを超えたときは、二酸化塩素の注入量の調整や補水等によって速やかに改善を図るものとする。

(6) 水質検査の試料採水地点は、矩形のプールではプール内の対角

線上におけるほぼ等間隔の位置 3 箇所以上の水面下 20 cm および循環ろ過装置の取入口付近を原則とする。その他の形状のプールではこれに準じ、プールの形状に応じた適切な地点とする。

3 プール設備および付帯設備の維持管理

- (1) プール水の浄化を、一度にプール水の全量を排水しその後水を張ることにより行ういわゆる入替え式プールにおいては、少なくとも 5 日に 1 回、プール水の全量を入れ替えるものとする。なお、利用の状況等によっては、これより短い期間ごとに入れ替えるよう努めるものとする。また、全換水時には、汚染物を換水後のプールに移行させないよう必ず清掃するとともに、日頃から藻の発生防止に努めるものとする。
- (2) 1 年のうちの一定の期間に使用するプールにおいては、使用開始前および使用終了後、十分な清掃、設備の点検および整備を行うものとする。また、年間を通じて使用するプールにあっては、随時、清掃および設備の点検整備を行うとともに、必要に応じ水抜き清掃を行うものとする。
- (3) プールサイド、更衣室（ロッカーを含む。）、便所その他の利用者が使用する設備は、毎日 1 回以上清掃するとともに随時点検を行うものとする。
- (4) 毎日のプール利用前後および利用中の定時ごとに、目視、触診および打点によって点検を行い、プールの排（環）水口の格子鉄董や金網が正常な位置にあり欠損・変形がないこと、それらを固定しているネジ、ボルト等の欠落・変形等がないこと等を確認するものとする。
- (5) 他の薬剤と混和しないよう、プールに使用する消毒剤を適切に管理するものとする。また、使用する薬剤が消防法（昭和 23 年法律第 186 号）および労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に規定する危険物に該当する場合は、これらの法律を遵守するものとする。

なお、プール水の消毒に液体塩素を用いる場合は、塩素ガスの

漏出等による危害を防止するため、高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)、労働安全衛生法等の関係法規を遵守し、適切に管理するものとする。

(6) 浄化設備は原則として1日中運転し、ろ材の洗浄または交換を随時行うものとする。浄化設備が運転時間内で浄化の目的を達成できる能力を有しており、夜間やむを得ず運転を停止する場合等にあっては、水質検査等を適宜行うことにより、水質の状況変化を詳細に把握するものとする。循環ろ過装置の出口の濁度の検査を行うことにより、浄化設備が正常に稼動していることを確認するものとする。消毒設備は、少なくともプールの使用時間中は運転するものとする。

(7) プール水の循環系統は随時清掃し、常に清浄を保つものとする。また、新規補給水量を常に把握し、新規補給水と循環水の割合に注意するものとする。オーバーフロー水を再利用する場合には、十分な浄化および消毒を行うものとする。

(8) シャワー水に用いる洗浄水については、利用者の快適かつ効果的な洗浄に供するため、温水を使用する等、洗浄水の温度を適温とする措置を講ずるものとする。

(9) プール水、シャワー水等の排水にあたっては、環境保全に十分配慮するものとする。

(10) 屋内プールについては、上屋内の空気中の二酸化炭素の含有率が0.15%を超えないものとする。また、2月以内ごとに1回、定期的に測定を行うものとする。

空気中の二酸化炭素の含有率の測定方法は、施設内の適切な場所を選び、床上75cm以上、150cm以下の位置において検知管方式による二酸化炭素検定器またはこれと同等以上の性能を有する測定器を用いて行うものとする。

なお、施設の構造および規模に応じて測定点を増やすこと。また、基準に適合しているか否かの判定は、測定日における使用開始時から中間時、中間時から使用終了時の適切な2時点において

測定し，その平均値をもって行うものとする。

- (11) 消毒剤および遊離残留塩素濃度の測定に用いる試薬および測定機器等は，経時変化や温度による影響などを考慮して適切に管理し，その機能の維持等についても十分注意するものとする。
- (12) プールの使用時間終了後は，直ちにプール設備および付帯設備を点検し，衣類の残留その他の異常の有無を確認するとともに，人や動物がみだりに立ち入らないような措置を講ずるものとする。
- (13) 気泡浴槽，採暖槽等の設備その他のエアロゾルを発生させやすい設備または，水温が比較的高めの設備がある場合は，「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」（平成13年9月11日付け健衛発第95号厚生労働省健康局生活衛生課長）等を参考にして，適切に管理すること。

その設備の中の水について，レジオネラ属菌の検査を年1回以上行い，レジオネラ属菌が検出されないことを確認するものとする。

レジオネラ属菌の検査方法は，冷却遠心濃縮法またはろ過濃縮法のいずれかによるものとする。

4 利用者の管理

- (1) 監視員は監視所からまたは監視設備により，プールの水域をもれなく監視するものとする。なお，救護員（監視員を充ててもよい。）をプール内，プールサイドまたは周辺の適当な位置に相当数配置するものとする。救護員は，応急救護の訓練を受けた者を充てるものとする。この場合，スイミングクラブの指導者等でプール内またはプールサイドにいる者は救護員とみなして差し支えない。また，プールサイド等の安全確保にも配慮するものとする。
- (2) 遊泳を通じて人から人に感染させるおそれのある感染症にかかっている者，泥酔者および他の利用者に迷惑を及ぼすおそれがあることが明らかである者には，遊泳をさせないものとする。

また，単独でプールの利用が困難な者には付添者を求めるものとする。

- (3) 水質の維持管理等の参考とするため、利用者数を常に把握するものとする。
- (4) 遊泳前にシャワー等による身体の洗浄を十分に行わせるものとする。また、排便等によりプールサイドを離れた場合も同様とする。
- (5) 唾液やたんを遊泳中に処理するためのオーバーフロー溝を設けている場合を除き、オーバーフロー水にだ液やたんを吐かせないものとする。
- (6) 他の利用者に危害を及ぼし、またはプールを汚染するおそれのあるものをプールに持ち込ませないものとする。なお、飲食物等をプールサイドへ持ち込む場合には、プールを汚染しないようにさせるものとする。
- (7) 遊泳者等の衣類および携帯物が安全かつ衛生的に保管できるよう留意するものとする。
- (8) 利用者の注意事項（別紙例示1）、利用時間、プールの見取り図等を入口その他遊泳者の見やすい場所に掲示するものとする。
- (9) 複数のプールが設置されているなどにより、多様な年齢層による利用や多様な利用形態が見込まれる場合は、事故防止のため、プールサイド等を利用形態等に応じて区画区分して利用させるものとする。

5 その他

- (1) プール管理日誌（別紙例示2）を作成し、使用時間、気温または室温、水温、新規補給水量、水質検査結果、設備の点検および整備の状況、利用者数、事故の状況等を記録し、3年以上保存するものとする。
- (2) プールに起因する疾病等が発生した場合は、直ちに保健所長に通報し、その指示に従うものとする。
- (3) 事故発生時には直ちに関係機関に通報するとともに速やかに保健所長に報告するものとする。
- (4) 水着その他直接肌に接するもので遊泳者に貸与するものは、あ

らかじめ消毒し，清潔にしておくものとする。また，不特定多数の者が使用するものについても，必要な衛生的管理を行うものとする。

- (5) 万一の事故に備えて従業者の訓練を行うとともに，緊急時の連絡，搬送方法等を定めたマニュアルを作成しておくものとする。また，連携する医療機関を定めておくものとする。

プ ー ル 設 置 届

年 月 日

市立函館保健所長 様

住 所
設置者
氏 名

電話

(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名)

下記のとおりプールを設置したいのでお届けいたします。

記

- 1 プールの名称
- 2 プールの所在地
- 3 構造設備の概要 別紙のとおり
- 4 利用対象および定員 人
- 5 開設期間および時間 月 日から 月 日まで
時から 時まで
- 6 管理責任者の住所および氏名
住 所
氏 名
電 話
- 7 衛生管理者の住所および氏名 (プールにおける知識及び技能を有する者)
住 所
氏 名

(添付書類)

- 1 付近見取図
- 2 平面図
- 3 給水および排水設備の系統図
- 4 プール本体の断面・平面詳細図
- 5 主要機器一覧表
- 6 その他保健所長が必要と認める書類

プ ー ル 名 簿

番 号	プールの名称	設置者の氏名	設置年月日	シーズンの別	備 考
	所在地	住所	届出年月日	電 話	
			. .	シ ・ オ	
			. .	—	
			. .	シ ・ オ	
			. .	—	
			. .	シ ・ オ	
			. .	—	
			. .	シ ・ オ	
			. .	—	
			. .	シ ・ オ	
			. .	—	
			. .	シ ・ オ	
			. .	—	
			. .	シ ・ オ	
			. .	—	
			. .	シ ・ オ	
			. .	—	
			. .	シ ・ オ	
			. .	—	

※ シーズンの別欄の「シ」はシーズン用、「オ」はオールシーズン用

別記第3号様式（表）

プ ー ル 台 帳			
名 称			
所 在 地	函館市	町	番 号
設 置 者	住所		
	氏名		
管 理 責 任 者	住所		
	氏名		
衛 生 管 理 者	住所		
	氏名		
届 出 年 月 日	年 月 日	設 置 年 月 日	年 月 日
開 設 期 間 及 び	月 日 から		月 日 まで
開 設 時 間	時 から		時 まで
変 更 届			
届 出 年 月 日	変 更 年 月 日	変 更 事 項	
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
特 記 事 項			

(裏)

年 月 日	

プ ー ル 使 用 届

年 月 日

市立函館保健所長 様

住 所
設置者
氏 名

電話

(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名)

下記のとおりプールを使用したいのでお届けいたします。

記

- 1 プールの名称
- 2 プールの所在地
- 3 プール施設の構造設備の概要

別紙のとおり

- 4 プールの開設期間および時間

月 日 から 月 日 まで
時 から 時 まで

- 5 管理責任者氏名等

住 所
氏 名

- 6 衛生管理者氏名等

住 所
氏 名

プ ー ル 変 更 届

年 月 日

市立函館保健所長 様

住 所
設置者
氏 名

電話

(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名)

下記のとおり変更したのでお届けいたします。

記

- 1 プールの名称
- 2 プールの所在地
- 3 変更事項
- 4 変更年月日
- 5 変更理由

(添付書類)

変更事項がプールの構造設備に係る場合は、構造設備の概要を示す書類および図面

別記第6号様式

プ ー ル (休 止 ・ 廃 止) 届

年 月 日

市立函館保健所長 様

住 所
設置者
氏 名

電話

(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名)

下記のとおり(休止・廃止)したのでお届けいたします。

記

- 1 プールの名称
- 2 プールの所在地
- 3 (休止・廃止)年月日
- 4 (休止・廃止)の理由

プ ー ル 承 継 届

年 月 日

市立函館保健所長 様

住 所
設置者
氏 名

電話

(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名)

下記のとおり承継したのでお届けいたします。

記

- 1 プールの名称
- 2 プールの所在地
- 3 被承継者
 - (1) 住所
 - (2) 氏名
- 4 承継の理由
- 5 承継の年月日

年 月 日

別記第8号様式

プ ー ル 現 地 調 査 項 目 表

施設名称

所在地 函館市 町(丁目) 番 号

区分	調査年月日						
構造設備	調査内容						
	プール本体の整備						
	プールサイド・通路の整備						
	水深の明示						
	排水口の金網・鉄格子等の整備						
	消毒設備の整備						
	機械室の整備						
	循環ろ過装置の整備						
	監視所の整備						
	更衣室・便所の整備						
	洗浄設備・洗面設備・洗眼設備等の整備						
	照明・換気設備の整備						
	周囲のさく等の整備						
	くずかご等の配置						
	※休憩所の整備						
	※遊戯設備の整備						
	※観覧席の整備						
維持管理	プール水の温度						
	プール水の補給・換水状況						
	循環ろ過装置の洗浄状況						
	消毒の実施方法 (塩素等)						
	オーバーフロー水の利用状況						
	水質検査の実施状況						
	二酸化炭素含有量の測定状況						
	施設の清掃状況						
	疾病者等の入泳・不潔行為の禁止指導状況						
	監視員ならびに救護員の配置状況等						
水質検査	遊離残留塩素 (二酸化塩素)						
	その他						
その他	管理責任者・衛生管理者等						
	プール管理日誌の記録管理						
	諸届の遵守						
	備考 調査者						

プ ー ル 維 持 管 理 指 導 票

年 月 日

様

市立函館保健所

所 長

印

プール調査の結果、貴所管のプールにつき、下記事項について不備な点があるので、改善するよう指示いたします。

記

プール	名 称				
	所在地	函館市	町	丁目	番 号
調 査 年 月 日		年	月	日	
指 示 事 項				改 善 期 限	
改善措置の報告期限					

別記第10号様式

プ ー ル 指 示 事 項 改 善 計 画 書

年 月 日

市立函館保健所長 様

住 所
設置者
氏 名

電話

(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名)

年 月 日の調査で改善の指示を受けた事項について、下記のとおり措置することにいたしましたので、改善計画書を提出いたします。

記

- 1 プールの名称
- 2 プールの所在地
- 3 指示事項改善計画
 - (1) 指示事項
 - (2) 改善計画

プ ー ル 維 持 管 理 報 告 書

年 月 日

市立函館保健所長 様

住 所
設置者
氏 名

電話

(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名)

下記のとおりプールの維持管理状況を報告いたします。

記

1 プールの名称

2 プールの所在地

3 維持管理状況

(1) 監視人の配置	使用時間中常時	人
(2) プール水の全量換水		日／回
(3) プール水の補給	1 日平均給水量	m ³
	(プールの有効容量	m ³)
(4) 浄化設備の管理	ろ材の洗浄または交換	日／回
	プール水の循環状況	回／日
(5) 消毒剤の使用	1 日平均使用量	リットル／日
(6) 水質検査結果	別添のとおり	
(7) 炭酸ガス含有量検査結果	別添のとおり	